

■ 音声告知システム

音声告知システム利用契約約款

株式会社倉敷ケーブルテレビ（以下「当社」といいます。）と当社が提供する音声告知システムを利用する者（以下「加入者」といいます。）との間に締結される契約（以下「加入契約」といいます。）は、この音声告知システム利用契約約款（以下「本約款」といいます。）に定める次の条項を適用するものとします。

第1条（音声告知システムのサービス内容）

当社は、加入者に対してケーブルテレビシステムを利用した音声告知システム（以下「本システム」といいます。）を利用するサービスを提供します。

2 当社は、加入者の所属する団体等との間に、本システム運用上の契約を別途締結するものとし、本システムを利用した放送の運用やその内容については、加入者の所属する団体等が、責任を持って行うものとします。

第2条（契約の単位・条件）

加入契約は一世帯毎に締結されるものとします。

第3条（契約の成立）

加入契約は、当社所定の手続きに基づき、当社が加入者の申し込みに対して加入契約を承諾した時に成立するものとします。

第4条（音声告知システム利用料）

加入者は、本システムのサービスを受け始めた日の属する月から、加入契約の解約又は停止を申し出た日の属する月までの期間中、音声告知システム利用料（以下「利用料」といいます。）を当社に支払うものとします。

2 利用料は、当社が別に表示する料金とします。

3 利用料を改定する場合は、当社は1か月前までに加入者に通知するものとします。

第5条（利用料の支払方法等）

加入者は、第4条に定める利用料を、当社が別途定めた方法により支払期日までに遅滞なく当社に支払わなければなりません。尚、利用料金の支払いに遅滞のあった場合は、加入者は別途当社が定めた延滞手数料を当社に支払うものとします。

2 加入者が、2か月継続して利用料の支払義務を怠った場合は、当社は、当該加入者との間の加入契約を解除することができるものとします。

第6条（受信機等）

本システムを受信するための機器は、当社から貸与されるものとし、その設置費用は加入者の負担とします。

第7条（当社の免責事項）

本システムを利用して放送を行う、加入者が所属する団体等の所有する機器の故障等や、その団体等の運営に起因した放送の停止に関しては、当社は、一切責任を負わないものとします。

第8条（一時中断等）

加入者は、本システムの利用の一時中断またはその再開を希望する場合は、直ちに当社にその旨を申し出るものとします。当社は一時中断、再開に必要な機器の回収・設置等の処置を取り、加入者はそのために必要な便宜を提供するものとします。この場合は、一時中断を申し出た日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの利用料は無料とします。なお、機器の回収・設置費用は加入者の負担とします。

第9条（設置場所・名義の変更）

設置場所・加入契約の名義は、加入契約のみを単独で変更することはできないものとします。

第10条（解約）

加入者が加入契約を解約しようとする場合は、加入者は、当社が別途指定する書面により当社に申し出るものとします。この場合には、当社は解約に必要な機器の回収等の処置を取り、加入者はそのために必要な便宜を提供するものとします。尚、この際にかかる費用は、加入者が負担するものとします。

2 加入者は、加入者が解約を申し出た日の属する月の利用料までを当社に支払うものとし、過払い分または未払い分がある場合は精算を行うものとします。

第11条（加入者個人情報の取り扱い）

当社は、契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を個人情報の保護に関する法律及び当社の「個人情報保護ポリシー（※1）」に基づき、適切に取り扱うものとします。（※1）<https://www.kct.co.jp/privacy/>

第12条（定めなき事項）

本約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、加入者は加入契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

付則

- ① 本約款は、平成18年4月1日から施行します。
- ② 本約款は、平成22年6月26日に改定します。
- ③ 本約款は、平成24年3月1日から一部改定します。

以上